○財務省令第四十七号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。

（特例申告に係る担保の金額）

第一条の七の二　法第七条の八第一項（担保の提供）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特例輸入者に対して担保の提供を命ずる場合　次に掲げる額のいずれか多い額を限度として、税関長が必要と認める金額

イ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する月の翌月から一年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この号及び次号において「関税等」という。）で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

ロ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する年の前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

二　特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（次号に掲げる場合を除く。）　輸入申告に係る貨物の価格（令第五十九条第一項第一号の二（輸入申告の手続）に規定する価格をいう。）に当該価格に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した額を関税等の課税標準として計算した場合に課されるべき関税等の金額

三　特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署の長に対し、あらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があつた場合に限る。）　第一号イ又はロに掲げる合計額のいずれか多い額に二を乗じて計算した金額を限度として、税関長が必要と認める金額

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○財務省令第四十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第十条の十及び」を「第十条の十四並びに」に改め、「第四十一条の二第十項」の下に「及び第四十一条の三第十項」を加える。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○財務省令第四十九号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行）	（入札発行）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］
8　財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、募入の決定をするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を募入外とすることができる。	8　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	五　価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　［略］	六　［同上］
［9～11　略］	［9～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。